

第百一号議案

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年東京都条例第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千円」を「二万八千円」に、「二万六千二百円」を「二万六千三百円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬の額を改定する必要がある。

第百

一号議案

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一